

逗子市市税条例の一部を改正する条例案に対する意見募集（パブリックコメント）について

1. 意見を募集する趣旨

地方税法等の一部を改正する法律に対応するため、特定の償却資産に係る固定資産税について、対象資産の課税標準額に乗じる特例率を「零」と規定するため、逗子市市税条例の一部を改正するにあたり、広く皆様の意見を募集します。

2. 募集期間

平成30年4月2日（月）～平成30年5月1日（火） [期間最終日の17時必着]

3. 閲覧場所（この資料は、以下の施設でもご覧いただけます。）

課税課、経済観光課、情報政策課情報公開係、市民交流センター、文化プラザホール、逗子アリーナ、高齢者センター、体験学習施設（スマイル）、図書館、沼間小学校区コミュニティセンター、小坪小学校区コミュニティセンター

※市ホームページ（課税課及び経済観光課）でも閲覧できます。

4. 意見の提出方法

任意の様式（閲覧場所にある記入用紙でも可）に「逗子市市税条例の一部を改正する条例案に対する意見」と明記し、住所、氏名、意見をご記入のうえ、次のいずれかの方法により送付又は持参してください。

- （1）郵送 〒249-8686 逗子市逗子5丁目2番16号 逗子市役所課税課又は経済観光課
- （2）ファクス 046-873-4520
- （3）Eメール kazei@city.zushi.lg.jp（添付ファイル不可）
- （4）持参 総務部課税課資産税係
市民協働部経済観光課

※開庁時間外、土曜日、日曜日及び祝日は除きます。

※ 注 意 ※

- ・口頭又は電話での受付は行いません。また提出された意見書の原稿等は返却しません。
- ・提出された意見などに対して個別の回答はしません。
- ・意見は個人情報を除き、公開する場合があります。

5. その他

皆様からいただきましたご意見は、意見概要としてまとめ、本市の考え方とともに、後日ホームページで公表します。

6. 問合せ先

- （1）逗子市総務部課税課資産税係 電話046-873-1111（代）
 - ・課税標準額の特例率について
- （2）逗子市市民協働部経済観光課 電話046-873-1111（代）
 - ・市町村の計画等について